

部内理事会規定

(目 的)

第1条 本連盟規約第26条及び第27条に基づき、部内理事会の運営について必要な事項を定める。

(名 称)

第2条 各部の部内理事会は、次の5理事会とする。

- 1 総務部理事会
- 2 アルペン部理事会
- 3 ジャンプ部理事会
- 4 クロスカントリー部理事会
- 5 教育部理事会

(構 成 員)

第3条 部内理事会の構成員は、当該部に所属する理事とする。

ただし、副理事長は、所属する部の部内理事会の構成員とする。

- 2 部内理事会は、必要に応じ、他の役員を出席させることができる。

(運 営)

第4条 部内理事会は、各部担当常任理事（部長）が招集し、主に各部の業務遂行に係る事項について審議する。

(改 廃)

第5条 この規定の改廃は、理事会の議決による。

附則1 この規定は、平成27年8月1日より施行する。

附則2 この規定は、令和4年8月28日より施行する。